

建築工事共通仕様書（平成20年7月）原変比較表

現行仕様書（平成20年7月）	一部改訂（平成26年6月）	備考
建築工事共通仕様書	建築工事共通仕様書	
第1章 総則	第1章 総則	
第5節 安全衛生管理	第5節 安全衛生管理	
1. 5. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者	1. 5. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者	
1 【省略】	1 【省略】	
2 【省略】	2 【省略】	
3 【省略】	3 【省略】	
4 【省略】	4 【省略】	
5 【省略】	5 【省略】	
6 受注者は、当社の他工事と同一現場において混在して施工をする場合は、他工事の受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生責任者を選定し、通知しなければならない。	6 <b>主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</b>	<b>労働安全衛生法第30条第2項に準ずる。工事関係様式集-様式第39</b>
7 【省略】	7 【省略】	